

日本における平成 30 年度税制改正 と中国における税制改正の進展

February 2018



About Mazars

MAZARS は監査、会計、税務及びアドバイザリーサービスに特化した、国際的に統合された独立組織です。

2018 年 1 月時点で、世界 86 ヶ国に業務を展開し、20,000 人のプロフェッショナルがクライアントの各発展段階をサポートしています。

平成 29 年 12 月 14 日に、日本では政府与党より「平成 30 年度税制改正大綱」が公表されました。今回は、企業の国際取引だけでなく、海外在住の日本の方々の生活にも影響を与え、かつ毎年行われる日本の税制改正、及び中国における税制改正の進展について説明したいと思います。

平成 30 年度税制改正大綱

個人所得課税

- 給与所得控除等の見直し
- 公的年金等控除の見直し
- 基礎控除の見直し
- 青色申告特別控除における控除額の引下げ
- 基礎控除の引上げ及び給与所得控除の引下げに伴う調整

資産課税

- 事業承継税制の特例の創設等
- 一般社団法人等に関する相続税・贈与税の見直し
- 小規模宅地等の特例の見直し
- 農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の見直し

法人課税

- 所得拡大促進税制の改組
- 情報連携投資等の促進に係る税制の創設
- 大企業に対する租税特別措置の税額控除適用要件の見直し
- 組織再編税制における適格要件の緩和
- 租税特別措置法の期限延長
- 収益の認識等について

消費課税

- 国際観光旅客税（仮称）の創設
- 消費税免税制度の利便性向上
- たばこ税の見直し

国際課税

- 恒久的施設（PE）関連規定の見直し
- 外国子会社合算税制（タックスヘイブン税制）の見直し

関税

- 暫定税率の適用期限の延長
- 金の密輸入に対する罰則の引上げ

その他

- 税務手続の電子化等の推進

日本における税制改正

1. 税制改正とは？

法人や個人の生活に大きな影響を与える税制について、環境の変化に合わせてより良いものにしていくために改正を図っていく必要がありますが、税制はその影響の大きさから、国会における議論を通じた立法過程を経てその改正が行われるものとなっています。

2. 税制改正の全体的なスケジュールについて

日本の場合は 1 年に 1 回、税制改正が行われるようになっていきます。税制改正のゴール地点は「改正法の可決・施行」にあり、これに向けて様々な手続きが行われます。改正までの流れは以下のようになります。

まず、各方面からの要望を管轄の各省庁が取りまとめることにより、「税制改正要望」が夏ごろまでに提出されることとなります。これは各省庁が翌年の税制に関して財務省へ要望を提出するもので、例えば「外国子会社合算

税制（タックスヘイブン税制）の見直し」は、国際競争を勝ち抜くための事業環境整備を目的として経済産業省から提出されたものです。平成 30 年度の税制改正要望も、8 月末までに出揃いました。財務省の集計によれば平成 30 年度は要望項目数が 160 に対して、廃止・縮減項目数が 6 となっています。

その後、12 月中旬ごろに政府与党より「税制改正大綱」が発表されます。これは各省庁からの要望を受けて、税制調査会がその内容を審議し、細部まで具体化したものをいいます。そして、この原案は予算案とともに閣議に報告され、12 月下旬に閣議決定されることになります。なお、12 月に閣議決定を受けた税制改正大綱はあくまで骨子であり、これがそのまま法律になることはありません。

そこでこの大綱を踏まえて、国税については財務省が改正法案を作成し、地方税については総務省が作成することになります。こうして作成された「税制改正法案」が 1 月下旬から 2 月上旬に国会へと提出されます。国会に提出された税制改正法案については、その後、衆議院・参議院の両方で審議が実施されて、遅くとも 3 月末までに成立し、公布されます。

そして、4 月 1 日から改正法案が施行されることとなります。なお、一般的には 4 月 1 日から制度が適用されますが、所得税など暦年課税のため 1 月 1 日まで遡って適用されるものや、年を跨いで適用されるものもあります。

中国における税制改正

1. 中国における納税義務及び租税法律主義

中国においても同様に国民の納税の義務及び租税法律主義については憲法に示されています。

中華人民共和国憲法

<第五十六条>

中華人民共和国市民は、法律に従い納税する義務を有する。

歴史的には 1954 年憲法制定時には納税義務が示されていましたが、一旦、1975 年改正により削除され、1982 年改正時に条文が回復しています。

2. 中国における税制改正

中国における税制改正は毎年定期的に行われるものとはなっていません。中国において法律を制定する権限を有するのは全国人民代表大会及び全国人民代表大会常務委員会とされ、行政法規については、国务院により制定されるものとなっています。従って、日本や多くの先進国と異なり、必ずしも年に一度開催される通常の議会において議論及び制定がなされるものではなく、一般的には 5 カ年計画を基礎として税制の改正が行われることとなります。

中国の 5 カ年計画とは、中央政府が 5 年ごとに経済計画を新たに制定し、この全国統一の計画に基づいてその後 5 年間の経済運営を管理し、数値目標を含めた国民経済・社会の発展目標を達成しようとするものです。ここでは、中国共産党が、中国共産主義の原則に従い、経済発展を計画し、成長目標の設定、改革の実践に主導的な役割を果たし、5 カ年計画は、中国共産党中央委員会および全国人民代表大会本会議を通じて成立することになります。マクロレベルで国家経済を管理するための重要な手段である租税は、重要な構成要素となっており、5 カ年計画においてその 5 年間およびそれ以降の租税政策が示されるものとなっています。

3. 第 13 次 5 カ年計画

中国共産党の第 18 期中央委員会第 5 回総会（5 中総会）では、第 13 次 5 カ年計画（2016～20 年）への提言が採択され、6～7% 程度の国内総生産（GDP）成長率を意味する「中高速成長」が 20 年まで維持する方針が盛り込まれました。経済減速に歯止めがかからない中、消費主導での GDP 倍増を実現するため、現在と同程度かやや低めの成長を保つことを基本とし、さらに以下のような内容が盛り込まれています。

- ・全ての夫婦について、第 2 子を持つことを認める。
- ・高齢者向け保険制度の適用対象を全人口に拡大する方針が決められた。公的基金が活用される。
- ・今後 5 年間で経済成長に占める消費の割合を大幅に高める。

中国では 2012 年、生産年齢人口が数十年ぶりに減少に転じたことから、高齢化への対応、とりわけ経済成長に必要な生産年齢人口の確保、心配される社会保険の負担者確保の問題への対応を図るものとみられます。

上述のような計画を財政支出面で支えるために、中国共産党は、向こう 5 年間で以下のように財政・課税システムを近代化し、改善する方針を示しています。

①税目の調整

1994 年税制改革後、中国税制の構造は合理化及び簡素化が進められています。

- ・ 増値税及び営業税について、物品サービス税として統合し、税制の簡素化を行う。
- ・ 環境保護税の導入について、より詳細な検討を行う。
- ・ 社会保険税として社会的費用の徴収機関を税務機関に統合し、行政機関の簡素化を行う。
- ・ 新不動産税として、既存の細分化された不動産にかかわる税制の簡素化を行う。
- ・ 相続税導入の必要性についても、検討を行う。

最初の 2 項目が完了していることから、今後はそれ以降の項目について改正がなされる見込みです。1994 年当時 24 種類あった税目は 2015 年には 18 種類に減少し、その後、営業税の解消、環境保護税の導入により 18 種類のみとなっています。

②取引税目、所得税目、財産税目バランスの調整

2013 年を例にとると、中国全体の税収約 11 兆元の内、56.4%が増値税、営業税等の取引税収入であり、企業所得税、個人所得税等の所得税収入は 30.0%を占め、不動産税、都市土地使用税等の財産税収入は 9.3%を占めています。

これに対して、2012 年の各国の税収全体に占める所得税収入は、米国が 61.7%、日本が 46.9%、フランスが 38.8%、ロシアが 32.5%、タイが 41.3%、エジプトが 44.0%、チリが 32.9%となっており、これらの国と比較して中国の所得税収入の占める割合は低目といえます。中国においては、今後、所得税収入の割合を継続して上昇させることにより、よりバランスの取れた税収確保を図ることとされています。

また、2017 年度は増値税収入の伸びが 7%前後であるのに対して、企業所得税や個人所得税は 10%を大きく上回る伸びを示しており、この点からみても、今後、所得税収入の割合を高めていく（課税強化）ものと予想されます。

③中央税収、地方税収、中央地方共通税収バランスの調整

中央税収及び中央地方共通税収の確保を図りつつ、中央マクロコントロール能力維持を前提とした直接権限の適切な委任の下、各省、自治区、市町村に権限を委譲していくことが検討されています。

なお、2017 年 11 月末までの全国税収集計の結果は全体の税収が 13.6 兆元と、前年同期比 11.2%の伸びとなっており、国内増値税が約 5 兆元、企業所得税が約 3 兆元、個人所得税及び国内消費税がともに約 1 兆元といった内容となっています。

結びにかえて

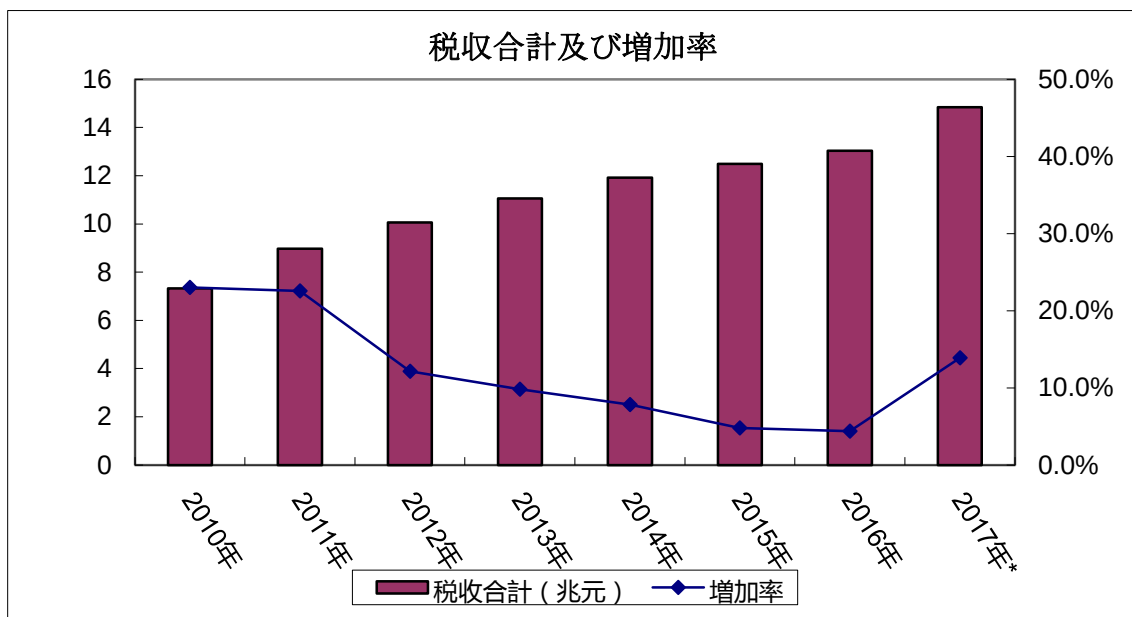
中国近代の偉大な文学者、言語学者、歴史学者であり、評論家である林語堂は、その著書で「古代の政治制度を研究すると、中央政府と地方政府との間に、常に権力のバランスの問題が存在したことがわかります。周・唐においては、地方分権の傾向が強く、秦や魏においては、中央集権に傾きがちでした。中央集権がすぎると、宮廷に密着したわずかの奸臣が、皇帝を道具として権力をほしいままにする結果となり、一方地方分権がすぎると、地方の長官が強大な力をもつようになり、反旗をひるがえす結果となりました。だから偉大な政治家は、国家が繁栄の絶頂にある間に、腐敗と衰退の原因に対処して、先見の明を示すものであります」と記しています。

近年、中国経済全体では、GDP の伸びが 10%を下回り一貫した減速傾向にあります。税収の伸びにおける減速傾向はさらに著しいものとなっており、中国経済全体に占める税収割合も縮小傾向にありました。ここでは、税収の伸びの鈍化が GDP 成長率の鈍化とマッチすれば良いのですが、現実には、GDP 成長が鈍化すればするほど景気刺激策としての財政出動に対応する歳入を確保する必要が高まり、国債・地方債等の発行により埋め合わせを図らざるを得ないことが予想されます。

さらに、教育、社会保障等が大きな割合を占める財政支出については、経済の発展に伴い支出の伸びが一層進むものともいえ、今後如何に財政収入を確保するかという問題はますます国家の根幹にかかわる重要問題としての性質を帯びてくるものと考えられます。

1994年の分税制導入より20年を経て税収面での中央集権化を完了すると同時に、再度経済再建に向けた取組を行わなければならないという社会的局面に対して、中央集権が強まれば地域経済が伸び悩み、地方分権が進めば中央の規律が守られないという状況にどのように対処するのかが問題となります。

これらの観点からみると、中央集権を強めつつも、経済成長を維持し、同時に、下表の通り、税収の伸びに回復が見られる最近の政策は、称賛に値するといえるかもしれません。



*2017年については11ヶ月分数値を12ヶ月に引伸ばして計算している。

(財務部統計数値より作成)

林語堂は、千年前に生きた偉大な政治家である蘇軾（蘇東坡）を描いた著書を以下の文章で締めくくっています。「.....他の時代と比較しますと、本朝（ここでは宋朝）は中央集権化した政治制度へ傾いていると言えるかもしれません」。

この記事はみずほ銀行のMIZUHO CHINA MONTHLY2018年2月号からの転載記事となります。
(<http://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/monthly/index.html>)

CONTACT

Mazars

Japan Desk

望月 一央 Mochizuki Kazuhisa

パートナー Partner

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. kazuhisa.mochizuki@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,

200120, Shanghai, China

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Fax. +86 (0)21 6168 1087

MAZARS JAPAN DESK (CHINA) CONTACTS

Japan Desk SHANGHAI OFFICE

望月 一央 Mochizuki Kazuhisa

パートナー Partner

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. kazuhisa.mochizuki@mazars.cn

大澤 健彦 Osawa Takehiko

シニアコンサルタント Senior Consultant

Tel. +86 (0)21 61681088

Email. takehiko.osawa@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,

200120, Shanghai, China

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Fax. +86 (0)21 6168 1087

More informations on
www.mazars.cn